イ　令和3年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00277

D　地下鉄事業続特例債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和54年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第2条第2項及び第3項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

I_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450

D　地下鉄事業続特例債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和54年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額を基礎として総務大臣が算定して通知した額）

α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法第2条第2項及び第3項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6

F　平成7年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を含む。）の当該年度における元利償還金（大阪市においては当該年度における元利償還金相当額）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　平成26年度以前において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

H_n　n年度（平成27年度以降に限る。）に発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.045

イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.045

I_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0450

イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0450